

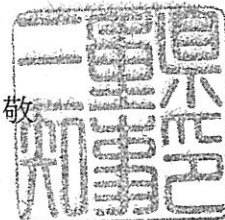
環生第17-473号

三重県環境審議会

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について貴審議会の意見を求めます。

令和3年3月15日

三重県知事 鈴木 英 敬



## 諮 問 理 由

水質総量削減は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減するための制度です。伊勢湾については、昭和54年以来、8次にわたり汚濁負荷量の総量削減計画を策定し、対策が進められてまいりました。国の中央環境審議会において、伊勢湾における対策の在り方として、環境基準達成においては、これまでの取り組みを維持することが妥当であり、「きれいで豊かな海」の再生の観点を取り入れた総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要であるとされました。

このため、令和6年度を目標年度とした第9次総量削減に係る三重県の総量削減計画及び総量規制基準を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

## 第 9 次伊勢湾水質総量削減に係る総量削減計画及び 総量規制基準の検討について

### 1. 水質総量削減制度の概要

水質総量削減制度は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の削減目標、目標年度等を定め、計画的な水質保全対策を推進するものです。水質汚濁防止法の改正により制度化された昭和 54 年以來、8 次にわたり化学的酸素要求量（COD）等の汚濁負荷削減を中心として実施されてきました。

#### 【水質総量削減制度の枠組み】

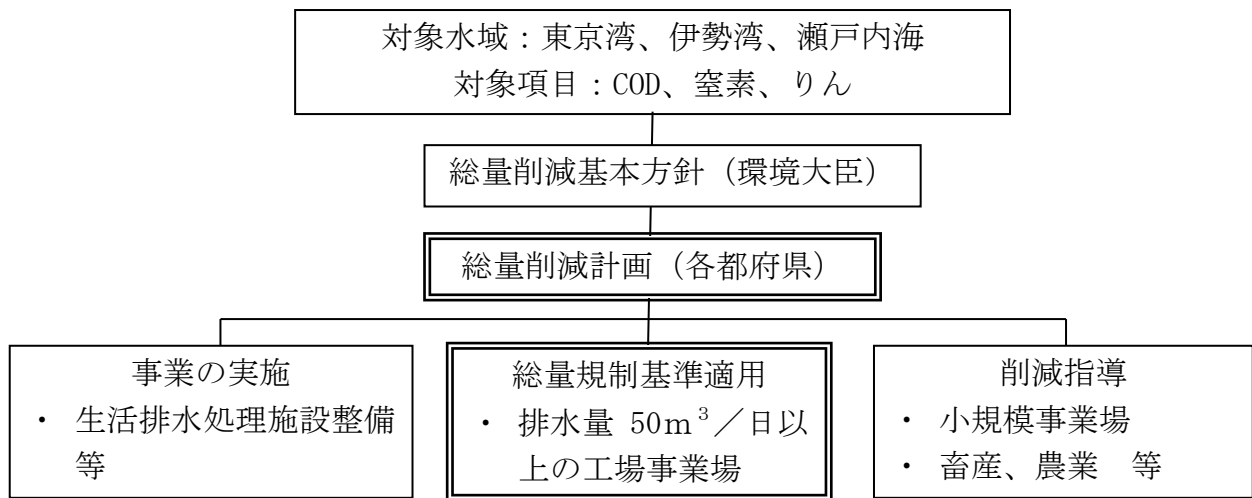
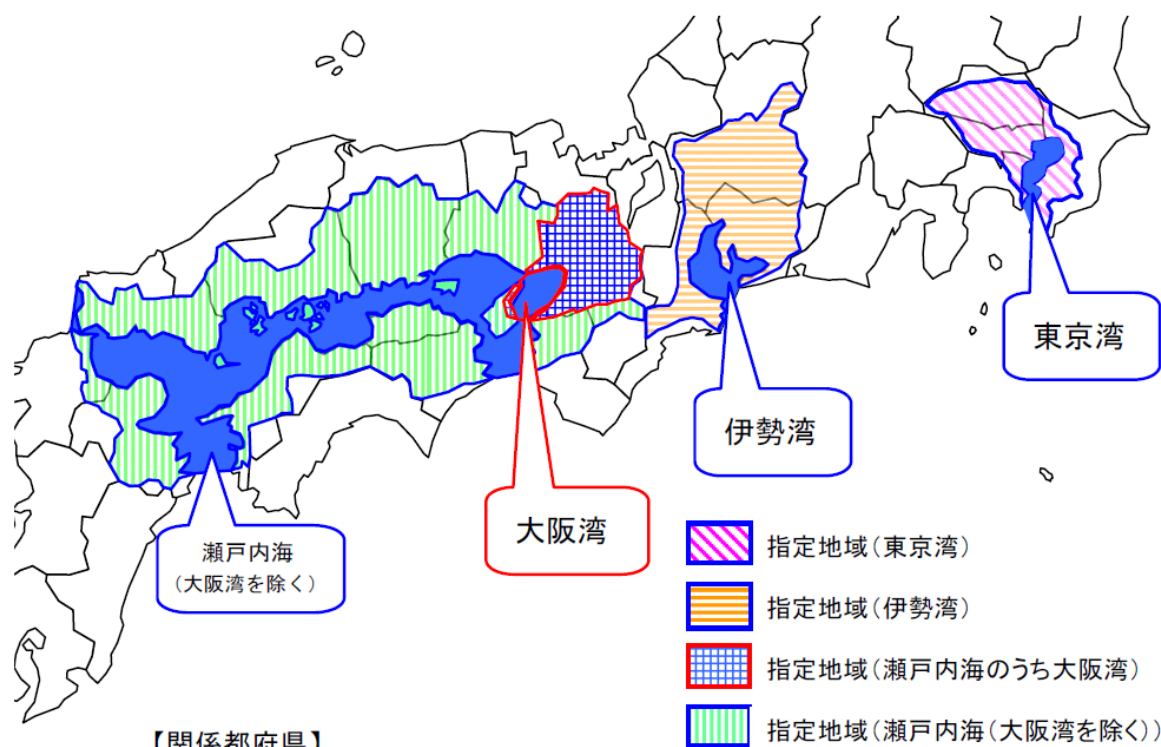


図 1 水質総量削減制度の概要

	総量削減 基本方針策定	総量削減 計画策定	目標年度	基準適用日	対象項目
第 1 次	S54 年 6 月	S55 年 3 月	S59 年	S55 年 7 月	COD
第 2 次	S62 年 1 月	S62 年 4 月	H 元年	S62 年 7 月	COD
第 3 次	H3 年 1 月	H3 年 3 月	H6 年	H3 年 7 月	COD
第 4 次	H8 年 4 月	H8 年 7 月	H11 年	H8 年 9 月	COD
第 5 次	H13 年 12 月	H14 年 6 月	H16 年	H14 年 10 月	COD, 窒素, りん
第 6 次	H18 年 11 月	H19 年 6 月	H21 年	H19 年 9 月	COD, 窒素, りん
第 7 次	H23 年 6 月	H24 年 2 月	H26 年	H24 年 5 月	COD, 窒素, りん
第 8 次	H28 年 8 月	H29 年 6 月	H31 年	H29 年 6 月	COD, 窒素, りん
第 9 次	R03 年 12 月 (予定)	R04 年 9 月 (予定)	R06 年	R04 年 9 月 (予定)	COD, 窒素, りん

表 1 水質総量削減制度の沿革



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図2 指定水域及び指定地域

## 2. 第9次伊勢湾総量削減計画について

環境大臣が定める国の総量削減基本方針に基づき、都府県別に定められた汚濁負荷量の削減目標を達成するために講じる施策に関する計画です。全ての汚濁負荷発生源について計画的に削減対策を講じるために、各都府県知事が当該計画を策定します。

【参考資料2(第8次伊勢湾総量削減計画)】

### (1) 総量規制基準値

汚濁負荷を削減する方法の一つとして、指定地域内の一日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対して、総量削減計画に基づき、総量規制基準値を定めています。

【参考:資料3(第8次伊勢湾総量削減計画基準値)】

#### 【総量規制基準値の算定方法の概要】

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L : 総量規制基準値 (kg/日)

C : 業種区分・時期区分毎に知事が定める値 (mg/L)

Q : 届出最大水量 (m<sup>3</sup>/日)

各都府県知事が各業種・時期区分ごとにC値を設定する必要があります。C値は業種・時期区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、排出実態及び排水処理技術の向上等を検討し定めます。

## (2) 第9次水質総量削減の在り方(国の総量削減基本方針)

「第9次水質総量削減の在り方」について、令和2年6月から中央環境審議会において審議され、令和3年3月に答申が示されました。

審議の結果、伊勢湾の現状評価については、CODの環境基準達成率は低いですが、窒素及びりん的环境基準達成率は向上しており、栄養塩類の不足が指摘されている水域もあるとされました。また、赤潮及び青潮の発生件数は減少傾向にあるが、広範囲で長期間にわたる貧酸素水塊が発生し、その規模は拡大傾向にあり、底層環境には明確な改善の傾向が見られないとされました。

このような状況をうけ、指定水域における対策の在り方として、CODは生活排水対策に力点を置いた汚濁負荷量の削減を進めつつ、窒素及びりんは、更なる汚濁負荷量削減のための規制強化は行わず、これまでの取り組みを維持することが妥当であるとされました。また、きれいで豊かな海の再生の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要であるとし、干潟・藻場の保全・再生、底層環境の改善等の対策が挙げられました。

### (3) 三重県の取り組み方針

伊勢湾では、水質が改善傾向にあり、窒素及びりんの環境基準達成率は向上など、「きれい」になりつつあるが、貧酸素水塊の拡大や漁獲量等の減少により、まだ「豊か」にはなっていないと考えられます。

そのため県では、国の在り方方針に基づき、「総量削減」ではなく、「総量管理」という観点を取り入れ、従来の「水質の保全」、「自然景観の保全」に加え、関係部局と連携のもと「生物生息環境の保全、再生」と「水産資源の持続的な利用と確保」に配慮した総合的な計画策定に取り組めます。